

「責任ある鉱物調達」の背景と最新動向

2026年6月25日

一般社団法人 電子情報技術産業協会(JEITA)
責任ある鉱物調達検討会

【本資料のご利用上のご注意】

本資料は、JEITA 責任ある鉱物調達検討会 啓発・広報チームで作成したものです
責任ある鉱物調達対応に関する情報について、なるべく幅広く、また正確を期すよう努力しておりますが、
必ずしも最新の情報ではなく、正確ではない場合もありますことを、あらかじめご了承ください

- 「責任ある鉱物調達」対応の背景と経緯
- 「責任ある鉱物調達」に影響を与える法規制等
- 「責任ある鉱物調達」の変化への対応
- 最後に(まとめ)

- 「責任ある鉱物調達」対応の背景と経緯
- 「責任ある鉱物調達」に影響を与える法規制等
- 「責任ある鉱物調達」の変化への対応
- 最後に(まとめ)

「責任ある鉱物調達」対応のこれまでの変遷

人権・環境デュー・ディリジェンスなど
より広範なESGリスクへの対応へ

4.対象リスク・鉱物の拡大／関連法規制への対応

- ・欧米等の人権デュー・ディリジェンス関連法規制への対応
- ・多鉱物対応(改定EMRT/AMRT)
- ・ESGリスクへの対応
- ・調達リスク(経済安全保障/各国輸出入規制/地政学リスク)への対応

2025年～

3.新たな地域・リスク・鉱物への対応(責任ある鉱物調達へ)

- ・紛争地域および高リスク地域(CAHRAs)
- ・OECDガイダンス Annex IIリスク
- ・コバルト調査対応

2017年
EU紛争鉱物規則成立
2021年適用

2.紛争鉱物管理体制の確立

- ・鉱物調達対応方針の策定
- ・デュー・ディリジェンス(DD)の実施
- ・DDに基づく是正措置の実行

2011年
OECD DDガイダンス発行

1.使用する製錬所の明確化と報告

- ・自社製品に含まれる錫/タンタル/タングステン/金(3TG)の確認
- ・サプライチェーン上流への紛争鉱物調査依頼
- ・サプライチェーン下流への情報開示

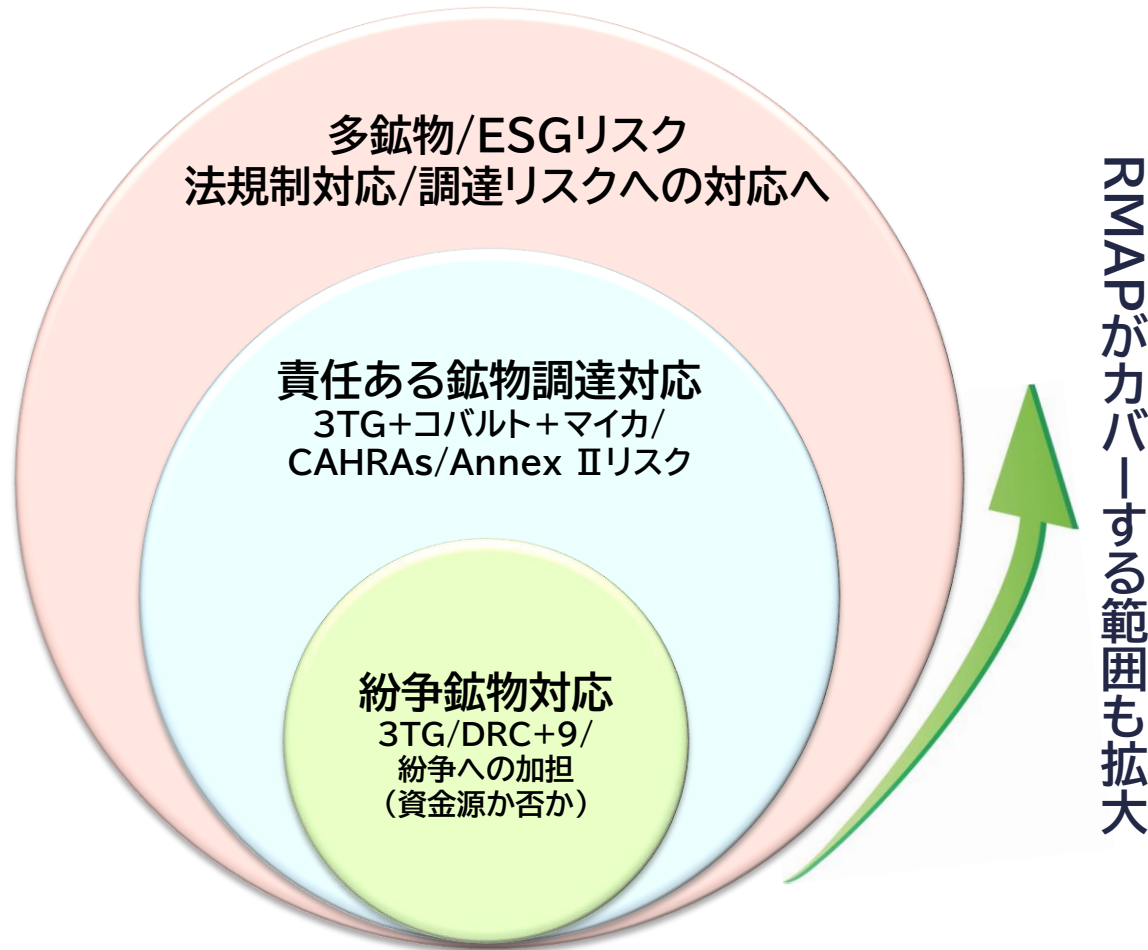
2010年
米国ドッド・フランク法成立

ESG対応を含む責任ある鉱物調達へと拡大

「責任ある鉱物調達」はより広範かつ複雑な対応が求められるように

「責任ある鉱物調達」とは

「サステナビリティ/ESGの観点から、人権侵害などのリスクのある鉱物を使用しないように努めること」



2022-2026 現在地(多鉱物・ESGリスク本格化)

・全鉱物基準 ・ ESG/OHS基準群追加 ・ EUがRMAPをスキーム認定

2018-2021 対象拡張(鉱物・リスク・地域の拡大)

・ RRA/CRT導入 ・ コバルト/マイカ対応 ・ EMRT正式運用開始

2017-2018 転換・解消(紛争鉱物から責任ある鉱物調達へ)

・ CFSI→RMI ・ CFSP→RMAP ・ CAHRAsへ拡張

2011-2013 制度化(紛争鉱物調査の始まり)

・ 3TG監査プロトコル整備 ・ CNRT開始 ・ 製錬所リスト公開・運用

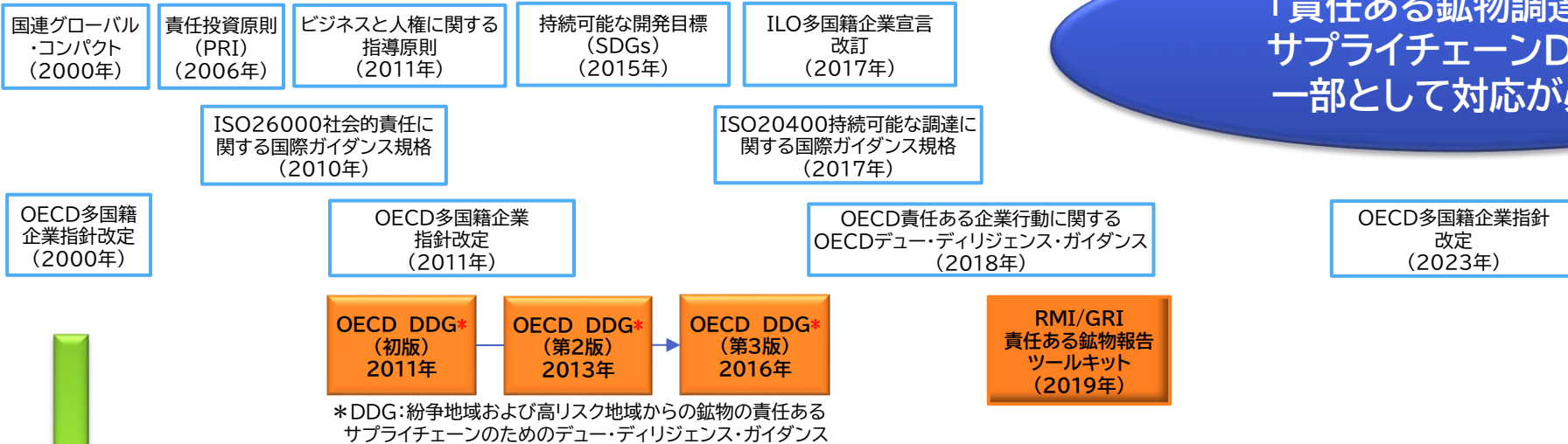
- 「責任ある鉱物調達」対応の背景と経緯
- 「責任ある鉱物調達」に影響を与える法規制等
- 「責任ある鉱物調達」の変化への対応
- 最後に(まとめ)

「責任ある鉱物調達」に関わる法規制・ガイドライン等の全体像

2000年 2010年 それ以降

ソフトロー

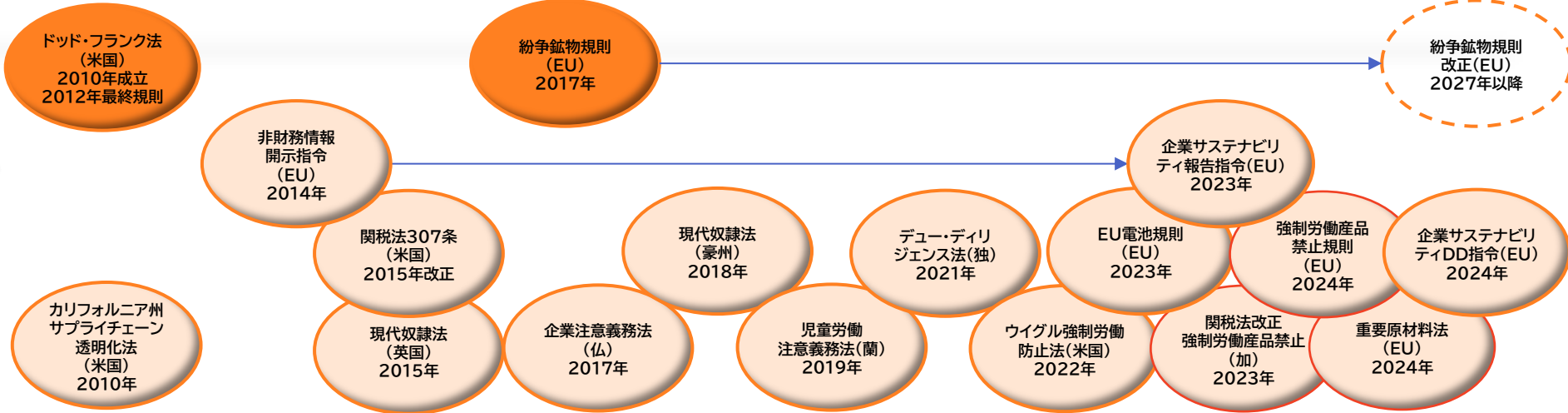
主な国際規範/
ガイドライン等



「責任ある鉱物調達」は
サプライチェーンDDの
一部として対応が必要

ハードロー

各国での
法規制化



人権DDは義務化へ

国際規範/ガイダンス(ソフトロー)から義務化(ハードロー)への動きが本格化

米国 金融規制改革法(ドッド・フランク法:DFA)

- **コンゴ民主共和国(DRC)及び周辺9か国**で違法に採掘される鉱物資源を資金源とする武装勢力が引き起こし、人権侵害、環境破壊等が国際問題化

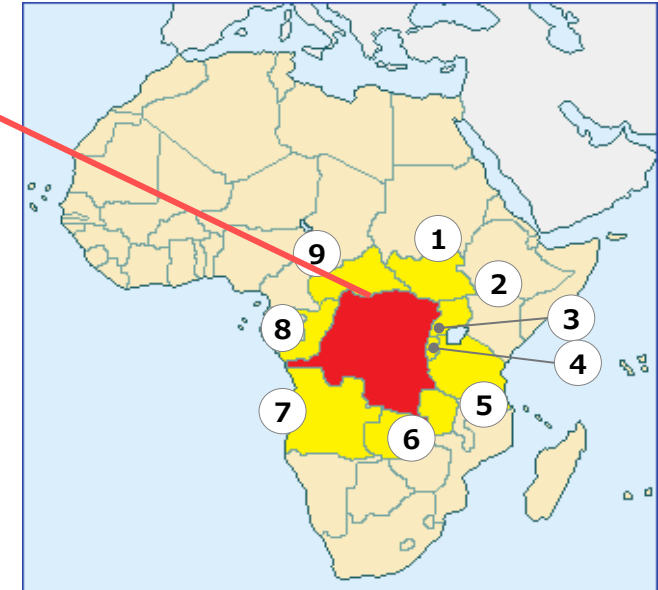
- 2010年7月に米国金融規制改革法(通称「ドッド・フランク法」)に以下の1502条が追加

- ①「**タンタル、錫、タングステン、金(3TG)**」を紛争鉱物(コンフリクト・ミネラル)と定義
- ②法の対象となる米国上場企業に対し、**毎年1月～12月に製造(または製造委託)した自社製品**に使用される**紛争鉱物**がこれらの地域の**武装勢力の資金源**となっているかどうかを把握し、**毎年5月末までに開示(米国証券取引所への報告書提出)**することを義務付け

- 2012年8月に最終実施規則が採択され、**2013年より紛争鉱物調査が本格化**

コンゴ民主共和国

- ①南スーダン共和国
- ②ウガンダ共和国
- ③ルワンダ共和国
- ④ブルンジ共和国
- ⑤タンザニア共和国
- ⑥ザンビア共和国
- ⑦アンゴラ共和国
- ⑧コンゴ共和国
- ⑨中央アフリカ共和国



- 紛争鉱物調査が始まるきっかけとなった法律
- 対象国(コンゴ民主共和国および周辺国)における反政府武装勢力への資金源を断つことが目的
- 米国上場企業の報告義務が、調査頻度(毎年)や帳票の改定サイクル(例年4月頃)に影響を与えている

米国 金融規制改革法(ドッド・フランク法:DFA)

■ドッド・フランク法の最新動向

- 2026年1月15日 紛争鉱物条項(1502条)を廃止(削除)する法案(H.R.7085)が下院金融サービス委員会に提出され、下院本会議の審議待ちの状況(2026年5月現在)
→下院での審議は進んでおらず、下院で採決されるかどうかは不透明
また上院で可決される可能性は極めて低い(と見られている)
- 下院で可決された場合でも、その後上院での委員会付託・審議・本会議議決を経て、大統領令署名等の手続きが必要
→少なくとも2026年調査への影響はない見込み

■廃止法案が成立した場合の影響と対応

- 法令ベースの開示義務が削除されるため、米国証券取引所(SEC)へのForm SD/CMR提出義務は原則消滅
→米国上場企業起点の3TG調査は多少減少する可能性あり
- ただし、EU紛争鉱物規則やCSDDD、製品認証基準に基づく調査や、顧客・投資家からの鉱物デュー・ディリジェンス要請は継続
→サプライチェーンデータ(3TG原産地/製錬所情報)の収集を急に止めると取引要件で不利益の可能性

EU紛争鉱物規則(EU CMR)

■米国ドッド・フランク法との比較

	米国ドッド・フランク法(DFA)	EU紛争鉱物規則
発効日	2010年7月 成立 2012年8月 SEC実施規則 施行	2017年7月 発効 2021年1月 全面適用(デュー・ディリジェンス義務化)
対象者	米国上場の製造業者	EUに鉱物(鉱石・未加工金属)を輸入する企業 (*)部品・製品の状態で輸入している企業は対象外
対象リスク	武装勢力の資金源となっているか否か	OECDデュー・ディリジェンスガイダンス ANNEX II ベース (児童労働を含む人権侵害全般)
対象鉱物	スズ、タンタル、タングステン、金	スズ、タンタル、タングステン、金
対象地域	コンゴ民主共和国及び周辺国	紛争地域および高リスク地域 (Conflict Affected and High Risk Areas:CAHRAs)
事業者が行うこと	1. 3TG使用有無、原産国調査 2. サプライチェーンのデュー・ディリジェンス 3. 年次報告書提出	1. サプライチェーンのデュー・ディリジェンス 2. 年次報告書提出 3. EU加盟各国による事後確認

- この規則により、対象リスク(OECD Annex IIリスク)、対象地域(CAHRAs)が実質的に拡大
- DFAが求める「報告」義務だけでなく、「予防・是正活動」まで義務化
- OECDデュー・ディリジェンス・ガイダンスへの準拠が実務上の標準に

EU紛争鉱物規則(EU CMR)

■前回(2024年)規則見直し後の主な動き

- ✓ 2025年に欧州委員会はRMAPを正式にスキーム認定(LBMAは部分整合・未認定)
→EU内の輸入者の事務負担軽減が期待されるが、認定スキーム利用でも輸入者は管理体制整備やリスク評価などの義務を免除されない
- ✓ 2025年10月 欧州委員会は企業が鉱物調達に関するデュー・ディリジェンス方針や実施状況を任意で開示できる仕組みとして、ReMIS(Responsible Minerals Information System)を整備
【ReMIS】 <https://ec.europa.eu/responsible-mineral-sourcing/>
→鉱物サプライチェーンの透明性確保を目的として、顧客や投資家からシステムへの情報入力を求められる可能性あり

○今後の注目点

- 認定スキームの追加や責任ある製錬所リストの整備、輸入量閾値やCAHRAリスト運用の見直しなどが議論・検討される予定
- 見直しにより、川下企業への義務化が追加される可能性あり
- 規則上、次回の公式レビューは原則3年サイクルで予定されており、2027年前後に向けて、これら運用改善の成果が規則見直しの重要な判断材料となる

EU企業サステナビリティDD指令(CSDDD/CS3D)

■CSDDDの基本情報

項目	概要		
正式名称	Corporate Sustainability Due Diligence Directive (CSDDD / CS3D) EUの企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令で、Directive (EU) 2024/1760として成立し、その後Omnibus Iで一部修正		
目的	企業の自社・子会社・活動チェーンにおける人権・環境への悪影響を特定し、予防・是正することで、持続可能で責任ある企業行動を促すこと		
スケジュール	CSDDDは2024年7月25日発効 Omnibus I後の整理では、加盟国の国内法化期限は2028年7月26日、対象企業への適用開始は2029年7月26日		
主な対象企業	EU域内企業	従業員数平均5,000人超 かつ 全世界年間純売上高15億ユーロ超	2029年7月26日適用
	EU域外企業	EU域内年間純売上高15億ユーロ超	
主な義務	対象企業は、 実際または潜在的な人権・環境上の悪影響を特定し、対応措置 を講じ、 苦情受付・通報手続、モニタリング、ステークホルダーエンゲージメント を整備する必要があります Omnibus I後は、合理的に入手可能な情報に基づき、影響が最も起こりやすく深刻な領域を優先できる(リスクベースアプローチ)		
対象テーマ	強制労働・児童労働などの人権リスク、汚染・生態系破壊などの環境リスクが中心		
日本企業への示唆	日本企業でも、EU域内売上が閾値を超えれば直接対象になり得ます 直接対象でなくても、EU大企業のサプライヤーであれば間接的な対応要請が増える可能性が高い		

EU企業サステナビリティDD指令(CSDDD/CS3D)

■2024年7月発効後の最新アップデートと適用スケジュール

- ✓ 2024年7月発効後、2026年3月18日にオムニバスIが発効し、規制簡素化のため修正
- ✓ EU加盟国は2028年7月までに国内法化し、企業の遵守義務は2029年7月から適用開始(報告義務は2030年以降)
- ✓ EU域内企業は従業員5,000人超かつ全世界売上高15億ユーロ超、EU域外企業はEU域内売上15億ユーロ超が適用対象
- ✓ 欧州委員会がガイドラインを2027年7月までに発行予定

■責任ある鉱物調達への影響

- 対象は3TGに限定されず、原材料・金属・電池材料など全鉱物サプライチェーンに実質的に波及
- リスクベースで深刻度・発生可能性に応じた優先順位付け、高リスク地域(紛争地域など)への重点措置が求められており、CAHRA/ASM/電池材料が実質的にDDの優先対象になり得る
- OECDのガイダンスに基づくデュー・ディリジェンスが求められており、RMIのスキームをベースにCMRT/EMRT調査および是正対応を体系化(文書化)しておくことが有効
- 是正計画を通じてサプライヤー改善を促し、中長期的な調達安定と規制対応の両立を検討する必要あり

EU電池規則 (EUBR)

■EUBRの基本情報

項目	内容
発効日	2023年7月28日にEU官報掲載、 2023年8月17日に発効
適用開始日	電池デュー・ディリジェンス(DD)義務は 2027年8月18日から適用開始 (当初の2025年8月18日予定から2年延期)
ガイダンス発行予定日	2026年7月26日 までに欧州委員会がDD要件に関するガイダンスを公表予定 (DDの対象は、EUに上市する電池の活物質(電極材)と電解液の製造に使用される4鉱物とその化合物に限定される見込み)
適用対象企業	EU市場に電池を上市、または使用開始させる経済事業者が対象 電池単体だけでなく、製品に組み込まれた電池も対象 DD義務は、原則として 年間純売上高が4,000万ユーロ未満の事業者は対象外 とされ、 グループ単位での判定 も考慮 オムニバスIVにより、 年間売上高を1億5,000万ユーロへの引き上げが提案 されておりトライログ中 2026年後半～2027年前半に確定する見通し
対象鉱物	コバルト、天然黒鉛、リチウム、ニッケルの4鉱物 が対象 対象は鉱物そのものだけでなく、電池製造に必要なこれらの原材料・二次原料、ならびに関連する化学化合物を含む
企業の主な責務	①電池サプライチェーン DD方針の策定・公表 ②管理体制・トレーサビリティ体制の整備 ③人権・社会・環境 リスクの特定・評価・低減 ④ 第三者検証 ⑤DD対応状況の 報告・開示
リスクベースアプローチ	EUBRのDDはOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンスおよび国連ビジネスと人権に関する指導原則(UNGPs)と整合する リスクベースDD であると説明 したがって、対象4鉱物について、すべてを一律に調査するだけでなく、重大な人権・環境・社会・事業倫理リスクを 優先順位付けし、リスクの高い鉱物・地域・工程から深掘りする必要がある

EU電池規則 (EUBR)

■EUBRのポイント

- ✓ DD義務の適用開始が2025年8月18日から**2027年8月18日へ2年延期**
- ✓ DD要件に関する**ガイダンス公表予定時期は、適用開始の約1年前の2026年7月26日**であり、ガイダンスの内容により実務対応が左右されるにもかかわらず、対応準備期間が極めて短い
- ✓ DD義務は、原則として年間純売上高が4,000万ユーロ未満の事業者は対象外とされ、グループ単位での判定も考慮
- ✓ オムニバスIVにより、年間売上高を1億5,000万ユーロへの引き上げが提案されておりトライローク中(2026年後半～2027年前半に確定する見通し)

■責任ある鉱物調達への影響

- 顧客に渡せる“証跡”(原料の由来、製錬・加工拠点、取引先、調達方針、人権・環境リスク評価、苦情処理体制、是正措置の有無など)を平時から整えておくことが重要
 - 適用を受ける顧客企業から監査に耐えられる証憑をサプライヤーに要求されることが想定され、顧客要求への即応力が受注要件化する可能性
- DD条項で企業に求められる実務は、①DD方針の整備、②管理システム/トレーサビリティ整備、③リスク評価と是正・緩和、④第三者検証、⑤公開報告
 - OECDガイダンスに沿ったDDの仕組み構築と精度向上が今できる対応

米国ウイグル強制労働防止法(UFLPA)

■UFLPAの基本情報

項目	内容
正式名称	Uyghur Forced Labor Prevention Act(ウイグル強制労働防止法)
成立日	2021年12月23日
施行日	2022年6月21日から本格施行
目的	中国・新疆ウイグル自治区などでの強制労働により生産された物品が、米国市場に流入することを防止
基本的な仕組み	新疆ウイグル自治区で採掘・生産・製造された物品、またはUFLPAエンティティリスト掲載企業が関与した物品は、原則として強制労働により作られたものと推定され、米国への輸入を禁止
反証可能な推定	輸入者が十分な証拠を提出できない限り、対象物品は強制労働産品とみなされる(rebuttable presumption／反証可能な推定)
対象地域	主に中国・新疆ウイグル自治区が対象 ただし、新疆産原材料や掲載企業が第三国サプライチェーンに組み込まれている場合、第三国経由品も対象になり得る
対象企業・団体	DHSが管理する UFLPA Entity List に掲載された企業・団体が対象 最新確認ベースでは、 掲載数は144件(2025年8月)
執行機関	主に米国税関・国境警備局 CBP が輸入時の差止め、審査、排除などを実施
重点執行分野	綿・アパレル、トマト、ポリシリコン、PVC、アルミ、海産物などに加え、 2025年に鉄鋼、銅、リチウム、苛性ソーダ、ナツメを追加
輸入時の対応	CBPがUFLPA違反の可能性を検知した場合、貨物のリリースを停止し、書類審査、電子データ確認、場合によっては物理検査を実施
差止め後の選択肢	輸入者は、対象外であることを示す「適用性レビュー」または例外を求める「例外申請」を行うことができる 2026年1月21日以降、これらは原則としてCBPのForced Labor Portal経由で提出する必要がある
必要な証拠	原材料の原産地、サプライヤー情報、製造工程、取引記録、輸送記録、BOM、購買証憑など、サプライチェーン全体をたどれる資料
日本企業への影響	日本企業が直接米国へ輸出しない場合でも、 米国向け製品の部品・原材料を供給している場合、顧客からUFLPA対応資料の提出を求められる 可能性がある 特に電池、電子部品、太陽光関連、金属、化学品、繊維関連は注意が必要

米国ウイグル強制労働防止法(UFLPA)

■UFLPAの最新動向

- ✓ **最新の大きな変化:重点執行セクターが拡大**
2025年8月19日のUFLPA戦略更新で、**鉄鋼、銅、リチウム、苛性ソーダ、ナツメ(red dates)**を新たな高優先執行セクターに追加 これにより、従来注目されていた綿、アパレル、トマト、ポリシリコン／シリカ系製品、PVC、アルミ、海産物に加え、**電池、EV、電子部品、建材、化学品、金属部材**まで実務リスクが拡大
- ✓ **UFLPAエンティティリストは引き続き拡大傾向**
2025年8月時点で**144社・団体が掲載** <UFLPAエンティティリスト> <https://www.dhs.gov/uflpa-entity-list>
- ✓ **執行データがより詳細に見えるように**
2026年1月28日、**UFLPA執行統計ダッシュボードを更新**し、停止、解除、拒否、審査中の貨物データを、年度、業種、原産国、HTS4桁コード、貨物数・金額などで分析できるように
- ✓ **2026年からForced Labor Portalの利用が必須化**
2026年1月21日から、CBPは**Forced Labor Portal**を稼働させ、UFLPAの適用性レビュー、例外申請、WRO／Findingの審査、CAATSA例外申請などについて、**ポータル経由での提出を必須化**
- ✓ **輸入者向け運用ガイダンスも更新**
CBPは**2026年6月に、強制労働執行に関する輸入者向け運用ガイダンスを公表**しており、UFLPA、WRO、Finding、CAATSAそれぞれのプロセス、デューデリジェンス、CBP内の担当部門、差止め後のレビュー手続などを整理しています
実務上は、米国輸入者だけでなく、**サプライヤー側にも証拠資料の即応性が求められる**
[CBP Forced Labor Enforcement Operational Guidance for Importers](#)

米国ウイグル強制労働防止法(UFLPA)

■(参考)UFLPA執行状況統計(2026年4月現在)

Shipment (Line) Metrics

Total	Pending	Denied	Released	Value (USD)
42,807	1,663	24,344	16,800	\$3.96B

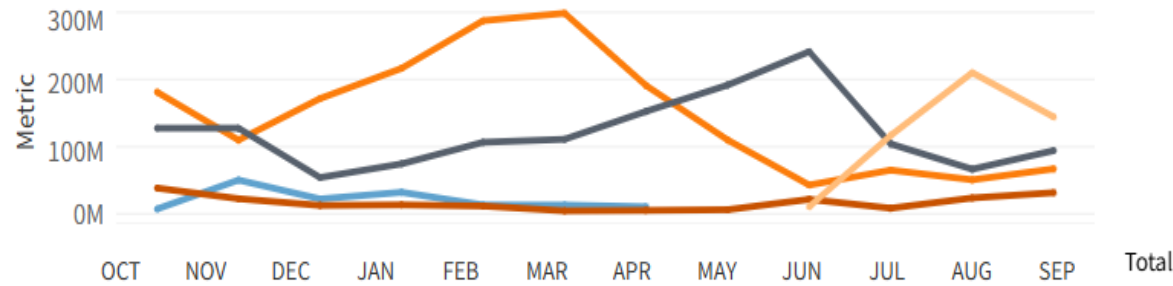
(16,100) (-) (9,436) (5,708) (\$3.67B)

※カッコ内は昨年説明会時点の統計

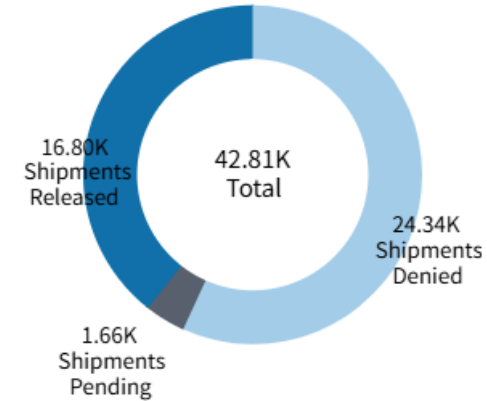
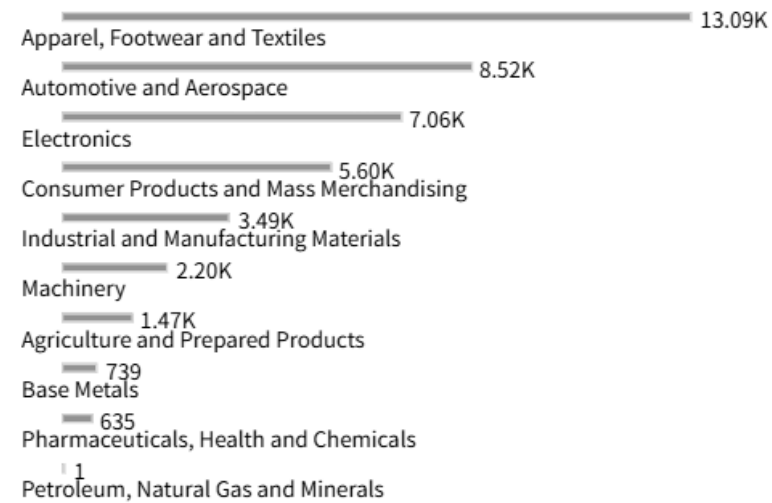
■ 2022
 ■ 2024
 ■ 2026 (FYTD)
 ■ 2023
 ■ 2025

Reset Filters

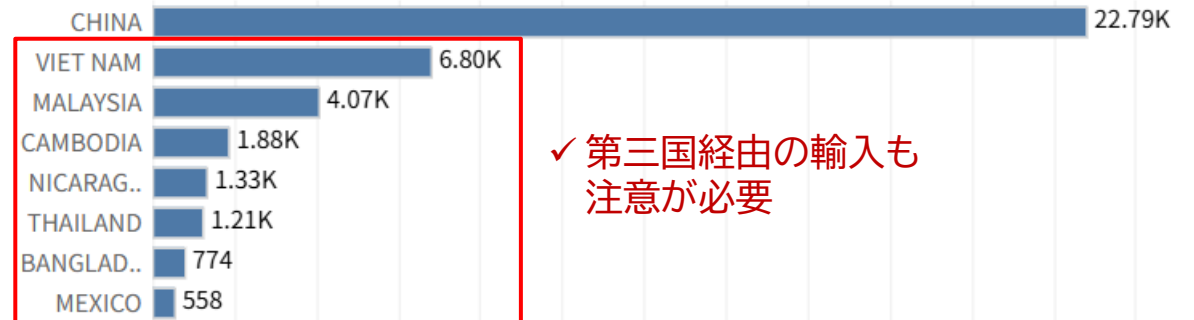
Shipment Value (USD) by Month



Shipment Count by Industry and Exam Result



Shipment Count by Country-of-Origin



✓ 第三国経由の輸入も
注意が必要

出所:米国CBPウェブサイト (<https://www.cbp.gov/newsroom/stats/trade/uyghur-forced-labor-prevention-act-statistics>)

EU強制労働製品禁止規則(FLR)

■FLRの基本情報 EUに製品を販売、輸出、供給、OEM納入する日本企業は、直接・間接に対象となる可能性がある

項目	概要
法令名	Regulation (EU) 2024/3015 強制労働により生産された製品をEU市場から排除するためのEU規則
目的	強制労働で作られた製品について、EU市場での上市・提供・EUからの輸出を禁止し、域内市場の機能改善と強制労働対策に資することが目的
適用開始日	規則は2024年12月に公表・発効 主要ルールは 2027年12月14日から適用
禁止される行為	強制労働で作られた製品の、①EU市場への上市、②EU市場での提供、③EUからの輸出が禁止
対象製品	産業、製品種類、原産地を問わず 、輸入品・EU域内生産品の双方が対象 部品・原材料の一部に強制労働が含まれる場合も対象 EUのエンドユーザーを対象とするオンライン販売・遠隔販売も禁止対象
対象工程	生産、製造、収穫、採掘、加工など、製品ライフサイクルのいずれかの段階で強制労働が使われた場合に対象
強制労働の定義	ILOの定義に基づく、「罰の脅威の下で強要され、本人が自発的に申し出ていない労働またはサービス」
対象事業者	EU市場に製品を上市・提供・輸出する経済事業者が対象 規模・業種による一般的な免除はなし
執行機関	EU域外での強制労働事案は主に 欧州委員会 が、EU域内事案は 加盟国の所管当局 が調査・判断 税関当局は、禁止決定の執行を支援し、非適合製品のEU市場への流入・EUからの輸出を止める役割を担う
調査アプローチ	当局は リスクベースで調査 し、高リスクの製品、産業、地域、サプライチェーン上の関与度などを考慮
調査プロセス	まず予備評価を行い、必要に応じて事業者へ情報提出を求め、懸念が残る場合に正式調査へ進む 事業者には通常30営業日の回答期間が付与
正式調査	正式調査では追加情報の要求や、例外的に現地調査が行われる場合がある 調査は可能な限り9か月以内に完了する必要あり
違反認定時の措置	強制労働製品と判断された場合、上市・提供・輸出の禁止、EU市場からの撤去、処分が命じられる
情報基盤	強制労働リスク地域・製品のデータベース、情報提出窓口、Forced Labour Single Portalなどの仕組みが設けられる
ガイドライン	欧州委員会は、デュー・ディリジェンス、リスク指標、ベストプラクティス等に関するガイドラインを整備することが予定されている ※当初予定の2026年6月14日現在、ガイドラインは未発行
罰則	加盟国は、規則違反に対する罰則を定めることとなります
CSDDD等との関係	本規則は、CSDDD、森林破壊防止規則、紛争鉱物規則、電池規則などEUのサプライチェーン規制群の一部として位置づけられる

EU強制労働製品禁止規則（FLR）

■FLRのポイント

- ✓ 対象は全製品・全業種・原産地不問 EU域外で生産された電子機器、部品、半導体関連部材、電池、鉱物由来材料も対象になり得る
- ✓ 完成品だけでなく、部品・原材料段階も対象 製造、加工、採掘、収穫など、サプライチェーン上のいずれかの段階で強制労働が使われた製品が問題となる
- ✓ EU域内で販売する日本企業だけでなく、EU向けに供給する日本本社・日本工場・海外製造子会社も実務上影響を受ける EUの輸入者・販売会社・顧客から、部品表、原産地、製錬所、サプライヤー監査、是正記録などの提出を求められる可能性が高い。規則上、オンライン販売もEU消費者向けであれば対象になり得る
- ✓ 強制労働の定義はILO基準に沿ったもので、暴力・威嚇だけでなく、債務拘束、身分証の保持、賃金不払い、過度な残業、移動制限、移民当局への通報脅しなどもリスク指標となる

■責任ある鉱物対応で最優先に取り組むべきこと

1. 3TG・電池材料を最優先でトレースする

3TG(すず・タンタル・タングステン・金)に加え、電池材料のコバルト、天然黒鉛、リチウム、ニッケルを重点管理対象とする
(EU紛争鉱物規則・EU電池規則と一体管理・対応)

2. 製品別BoMと製錬所情報を紐づける

EU向け製品ごとに、どの部品に対象鉱物が含まれ、どのサプライヤー・製錬所を経由しているかを説明できる状態にしておくことが重要
完成品だけでなく部品・原材料段階での強制労働も対象になり得る

3. 宣誓書ではなく、証跡ベースのリスク管理にする

サプライヤー宣誓だけでなく、CMRT/EMRT、第三者監査、認証済み製錬所確認、是正記録、契約上の情報開示・監査権などを揃えておく
EU当局から情報提出を求められた場合、通常30営業日以内の回答が想定されるため、平時から証跡を整理しておくことが重要

米国OFAC(Office of Foreign Asset Control)規制

■OFACの概要

- 米国財務省外国資産管理室(OFAC)は、外交・安全保障政策に基づき、特定の国・地域、個人・団体に対し、資産凍結や米国人による取引禁止などの経済制裁を課す
- 制裁内容はプログラムごとに異なり、包括禁輸から特定対象への限定的規制まで幅広い
- 米国が指定した国・地域や、特定の個人・団体は、SDNリストに掲載され、米国人による取引が原則禁止される

取引にあたって注意が必要な国や地域

<包括的・広範な制裁>

イラン、キューバ、北朝鮮、シリア、ロシア、ベラルーシ、クリミア地域、ドネツク・ルハンスク地域(ウクライナ)

<国単位または広範囲な制裁プログラム>

中国、(軍関連企業、先端技術分野など)、香港(政治関係者等が対象)、ベネズエラ、ミャンマー、ジンバブエ、ニカラグア、エチオピア、中央アフリカ共和国、コンゴ民主共和国、マリ、スーダン(限定的)、南スーダン

<特定組織・テロ・紛争関連>

アフガニスタン(タリバン)、レバノン(ヒズボラ)、イエメン(フーシ派)、ソマリア(アルシャバーブ)、イラク(特定民兵組織等)、バルカン地域(旧ユーゴ)、ダルフル(スーダン地域)

(参考:OFACウェブサイト)

制裁プログラム及び国情報(Sanctions Programs and Country Information)

<https://ofac.treasury.gov/sanctions-programs-and-country-information>

SDNリスト(Specially Designated Nationals and Blocked Persons List):

<https://ofac.treasury.gov/specially-designated-nationals-and-blocked-persons-list-sdn-human-readable-lists>

過去の執行事例:

<https://ofac.treasury.gov/civil-penalties-and-enforcement-information>

米国OFAC(Office of Foreign Asset Control)規制

■OFAC規制が責任ある鉱物調達に影響を与えた事例

事例	鉱物	概要
ウガンダの製錬所	金	2022年3月17日、OFACがDRC産の違法金取引に関与したとしてSDN指定 OFACは、DRC産金の密輸が武装勢力の資金源になっていると説明
ロシア所在の金・銀製錬所6社	金・銀	ロシア制裁の文脈で問題化 RMIは2022年3月、ロシア関連制裁を受け、RMAP参加中のロシア所在製錬所への影響を確認し、LBMAが停止したロシア金製錬6社についてRMI側のリストも更新したと公表
北朝鮮所在の製錬所がCMRT上で把握されたケース	3TG	北朝鮮制裁は包括的で、OFACは北朝鮮関連制裁プログラムを運用 RMIがCMRTを確認する過程で、広く報告されていた製錬所が北朝鮮所在であることを発見した事例が紹介され、RMI/CMRT上の製錬所情報をOFAC制裁国リスクと照合すべき典型例
DRC Rubaya関連の タンタル／コルタン供給網:	タンタル コルタン	2025年8月12日、OFACはDRC関連制裁として、DRCの武装勢力と香港所在の輸出業者をSDNリストに追加 この事例において、OFACが指定したのは製錬所ではなく、武装勢力・鉱山協同組合・香港の輸出業者 ただし、民間調査では、DRC Rubaya由来の紛争コルタンがルワンダ経由で中国・カザフスタンの製錬所に流れた可能性が指摘されている
キューバ・ニッケル／コバルト事業	ニッケル、 コバルト	カナダの製錬所が、キューバ国営ニッケル会社との合弁事業に関与しており、同事業はニッケル・コバルトを採掘・処理するキューバの主要事業と報じられている Reutersは、米国がキューバ関連事業に制裁を科した後、同製錬所がキューバでの直接的な合弁事業活動を停止

- ✓ 米国の企業・団体は制裁対象の団体や個人と直接・間接の取引が禁じられているため、顧客企業等からOFAC規制を理由として特定製錬所の排除を求められるケースがある
- ✓ RMIも規制対象の製錬所監査ができないため注意が必要



■EPEATの概要

- ✓ EPEAT(Electronic Product Environmental Assessment Tool)は、環境への配慮がなされた電子製品の普及を目的とする環境ラベル
- ✓ 米国の公共調達ではEPEAT登録製品が優先調達されるなど、市場ニーズの高い環境ラベルの1つ
- ✓ 直近(2025年)の基準改定により、紛争鉱物を含む「責任あるサプライチェーン基準」が追加され、ラベル取得のための必須基準として、**65%以上のConformant率**が設定（対象鉱物は3TGが必須基準、コバルトは任意基準）
- ✓ 2025年11月以降新基準での申請開始 26年7月以降は旧基準での申請不可

【対象製品】

①画像機器(複合機、プリンターなど)②PC、ディスプレイ ③サーバー ④テレビ ⑤携帯電話

※今後は太陽光設備、ネットワーク機器、ウェアラブル機器に拡大予定

- ✓ 対象製品を取り扱う顧客企業等から、適合製錬所のみ使用する要請が加速すると思われる
- ✓ 製錬所のConformantステータスは常に変化するため、定期的な監視が必要
- ✓ Conformant率を向上していくためのサプライヤー回答チェック/是正等の取り組み強化が重要

米国 製品認証基準(EPEAT)

■ 鉍物別Conformantの状況(2026年6月22日:RMIウェブサイトより)

<https://www.responsiblemineralsinitiative.org/facilities-lists/indicators/>

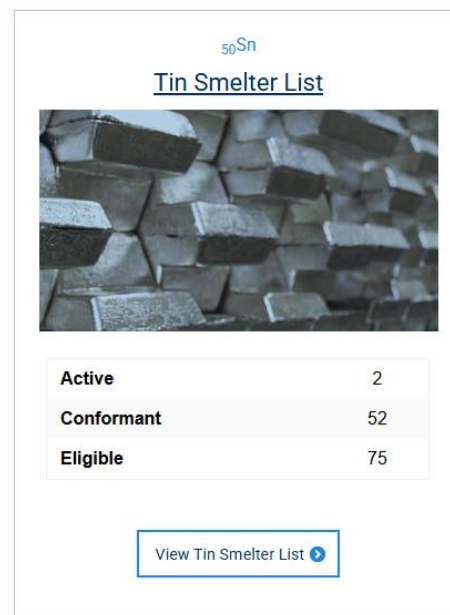
製錬所等のConformantステータスの変更は変動があるため、顧客へ回答する前に、最新のConformantリスト確認と回収した帳票のスマルターリストとの照合が不可欠



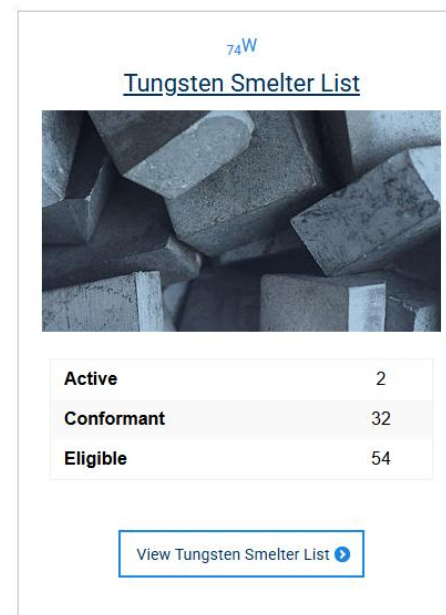
52.2%



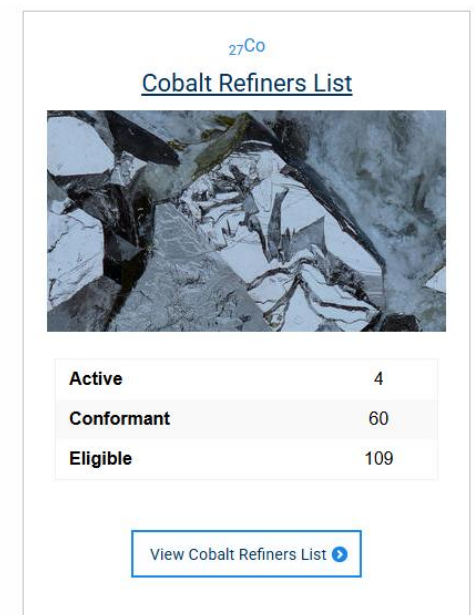
94.1%



72.0%



63.0%



58.7%

(注)EPEAT基準では、Activeスマルターも認めているため、Conformant + Activeの割合を算出

- 「責任ある鉱物調達」対応の背景と経緯
- 「責任ある鉱物調達」に影響を与える法規制等
- 「責任ある鉱物調達」の変化への対応
- 最後に(まとめ)

法規制等に対応するRMI各帳票(CMRT, EMRT, AMRT)

■目的や対応する法規制等により、帳票は使い分けられる

	CMRT Conflict Minerals Reporting Template	EMRT Extended Minerals Reporting Template	AMRT Additional Minerals Reporting Template
対象鉱物	錫、タンタル、タングステン、金(3TG)	コバルト、天然マイカ、銅、リチウム、ニッケル、天然グラファイト	CMRT、EMRT以外の鉱物
初版リリース	2011.7.19	2021.10.20 (CRT:2018.3.1、MRT:2020.10.28)	2022.11.11 (PRTリリース時点)
主な対象法令・基準	<ul style="list-style-type: none"> 米国ドッド・フランク法 EU紛争鉱物規則 EU-CSDDD EPEAT(必須) 	<ul style="list-style-type: none"> EU電池規則 EU-CSDDD EPEAT(任意) (EMRT初版発行時は対象法令なし コバルト・天然マイカ採掘現場における児童労働リスクのDD目的)	<ul style="list-style-type: none"> EU-CSDDD UFLPA
基本的なデュー・ディリジェンス要素	あり (OECD DDガイダンスベース)	あり (OECD DDガイダンスベース)	なし (ピンチポイントの特定自体が目的)
法的根拠による強制力	強い	電池材料のみ強い	弱い
その他		段階的に鉱物が追加される予定	EMRTへの統合が見込まれる

対象リスク拡大への対応

■RRA(Risk Readiness Assessment:リスク準備評価)V3:2023年10月19日公表

- 鉱物サプライチェーンにおける企業が、ESGリスク(33項目)に関するデュー・ディリジェンスの取り組みについて自己査定するためのツール RMAP監査、川下監査プログラムを受審する企業は、RRA対応が必須
- RRA 3.0は鉱種横断的な基準であり、**鉱物・金属の生産、調達、加工、リサイクルに関する責任ある実務を評価**する枠組み
- 改定版(V3)は、**国連ビジネスと人権に関する指導原則とOECD多国籍企業のためのデュー・ディリジェンス指針との整合**が図られ、川上企業だけでなく、川下企業にも適用可能
- **The Copper Markの基準ガイドとも連動**しており、Copper Mark、Nickel Mark、Zinc Mark、Molybdenum Markの取得要件にも使用

リスク分野・項目(33項目) 赤字は川下企業には該当しない項目

E:Environmental	S:Social	G:Governance
<ul style="list-style-type: none">• 気候に関する行動• 温室効果ガス排出量削減• 淡水管理• 廃棄物管理• サーキュラー・エコノミー• 尾鉱の管理• 生物多様性と生産性のある土壌• 汚染	<ul style="list-style-type: none">• 児童労働の禁止・強制労働の禁止• 結社と団体交渉の自由• 反差別及びハラスメント• 多様性、平等とインクルージョン• 雇用条件• 労働安全衛生• 緊急事態の準備• コミュニティー安全衛生• コミュニティ開発• 零細小規模採掘(ASM)	<ul style="list-style-type: none">• 管理システム• リスク管理• 企業の健全性• 収入の透明性• 法的コンプライアンス• サステナビリティ報告• 苦情処理メカニズム• ステークホルダーとの連携• 鉱山閉鎖と再生• 責任あるサプライチェーン

対象リスク拡大への対応

■RMAP ESG監査基準の開発

RMIは、各国法規制が求めるESGリスクへの対応として、施設の環境、社会、ガバナンスおよび労働安全衛生に関する以下の2つのオプション基準を2025年4月30日にリリース

①ファシリティ基準：ピンチポイントが対象

(Facility Standard for Social, Environmental, OHS and Governance Risks)

②サプライチェーンデュー・ディリジェンス・モジュール・プラス：ピンチポイントの一次サプライヤ～鉱山が対象

(Supply Chain Due Diligence Plus : SCDDP)

①ファシリティ基準

Facility Standard for Social, Environmental, OHS and Governance Risks

目的:

施設が自社の事業におけるESGリスク管理を評価するため

スタンドアロンの評価として、または責任ある鉱物保証プロセス(RMAP)および/または川下評価プログラム(DAP)と組み合わせて利用可能



②サプライチェーンデュー・ディリジェンス・モジュール・プラス

Supply Chain Due Diligence Plus

目的:

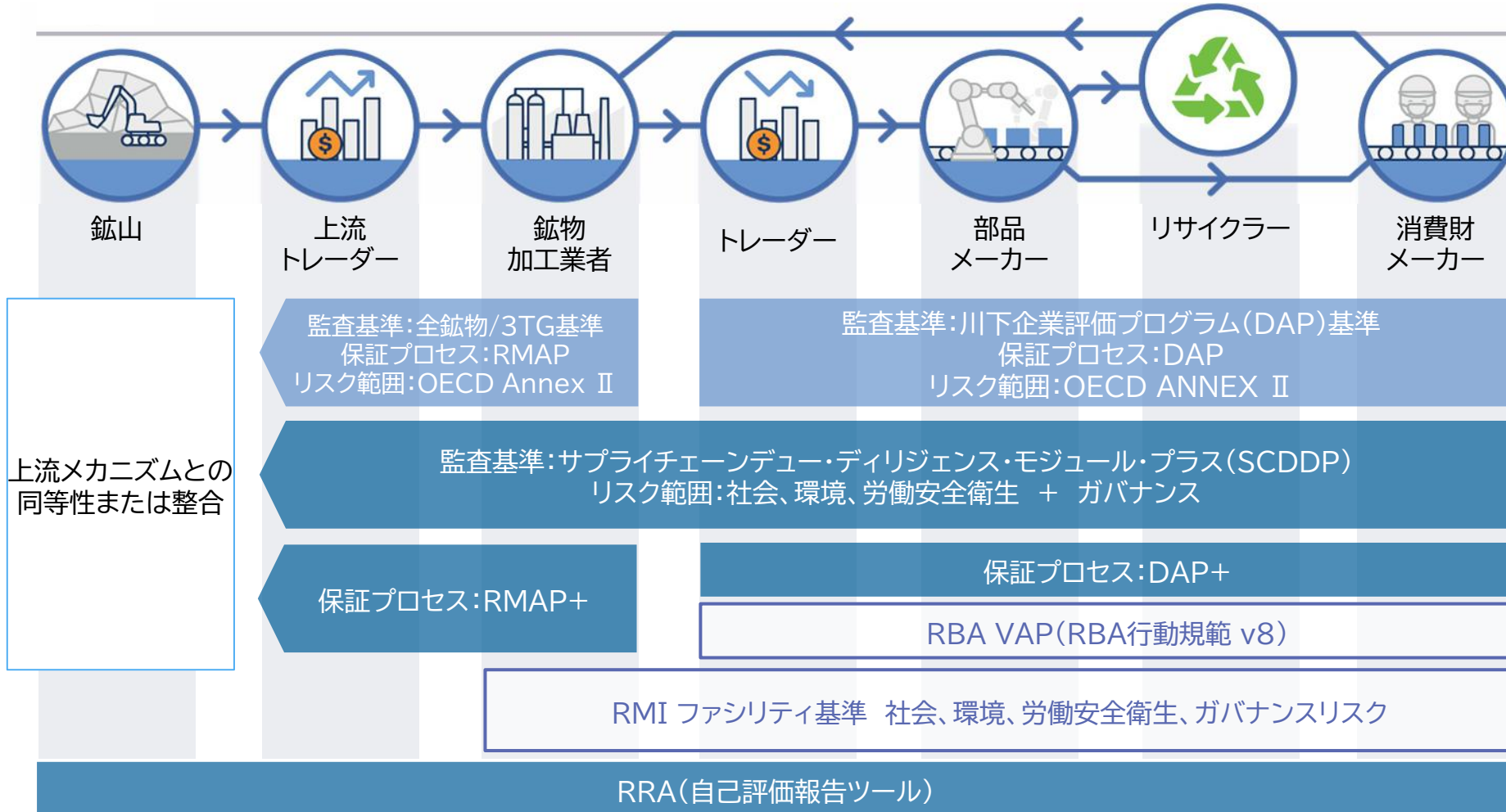
施設がESGデューデリジェンスを評価し、鉱物サプライチェーン内のESGリスク管理慣行を検証するため

責任ある鉱物保証プロセス(RMAP)および/または川下評価プログラム(DAP)との組み合わせでのみ利用可能



RMAPのサプライチェーンリスク評価の全体像

■RMAPは上流メカニズムや各種監査基準の組み合わせにより、各国法規制等が求める鉱山から川下までのリスクをカバーすることを目指しており、新しい監査基準等の内容と成熟度合いを注視していくことが重要



RMAP+(Plus)とは

■RMAPは新ESG規制に対応するための新たな枠組みとして、RMAPを拡張する「RMAP+(Plus)」を開発

項目	RMAP(従来)	RMAP+(Plus)
位置づけ	RMIの中核プログラム(単体)	RMAPに追加する拡張モジュール(アドオン)
主目的	紛争鉱物の責任ある調達の保証	ESGを含むサプライチェーン全体のデューデリジェンス強化
対象リスク	紛争鉱物・人権侵害・資金供与リスク(ANNEX IIリスク)	環境・社会・労働安全衛生・ガバナンス(ESG)リスク全般
評価範囲	主に「調達プロセス」	調達+操業+サプライチェーン全体のESG管理
対象プレーヤー	製錬所(上流のピンチポイント)	上流+下流(サプライチェーン全体)
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・調達方針 ・リスク評価 ・OECD DDG準拠の管理体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ESGリスク管理体制 ・環境影響・労働条件・安全・ガバナンス ・サプライチェーンDDの深さ
準拠フレームワーク	OECDデューデリジェンス・ガイダンス中心	OECD+UNGP+責任ある企業行動ガイドライン等
規制対応	Dodd-Frank法、EU紛争鉱物規則など	EUバッテリー規則、CSDDDなどの新ESG規制に対応
導入方法	単独で利用	必ずRMAPまたはDAPと組み合わせて使用
役割の進化	コンプライアンス対応(ミニマム要件)	サステナビリティ経営・情報開示対応

(参考)RMI Publicリスト

■特定した製錬所等のリスク対応状況の確認方法

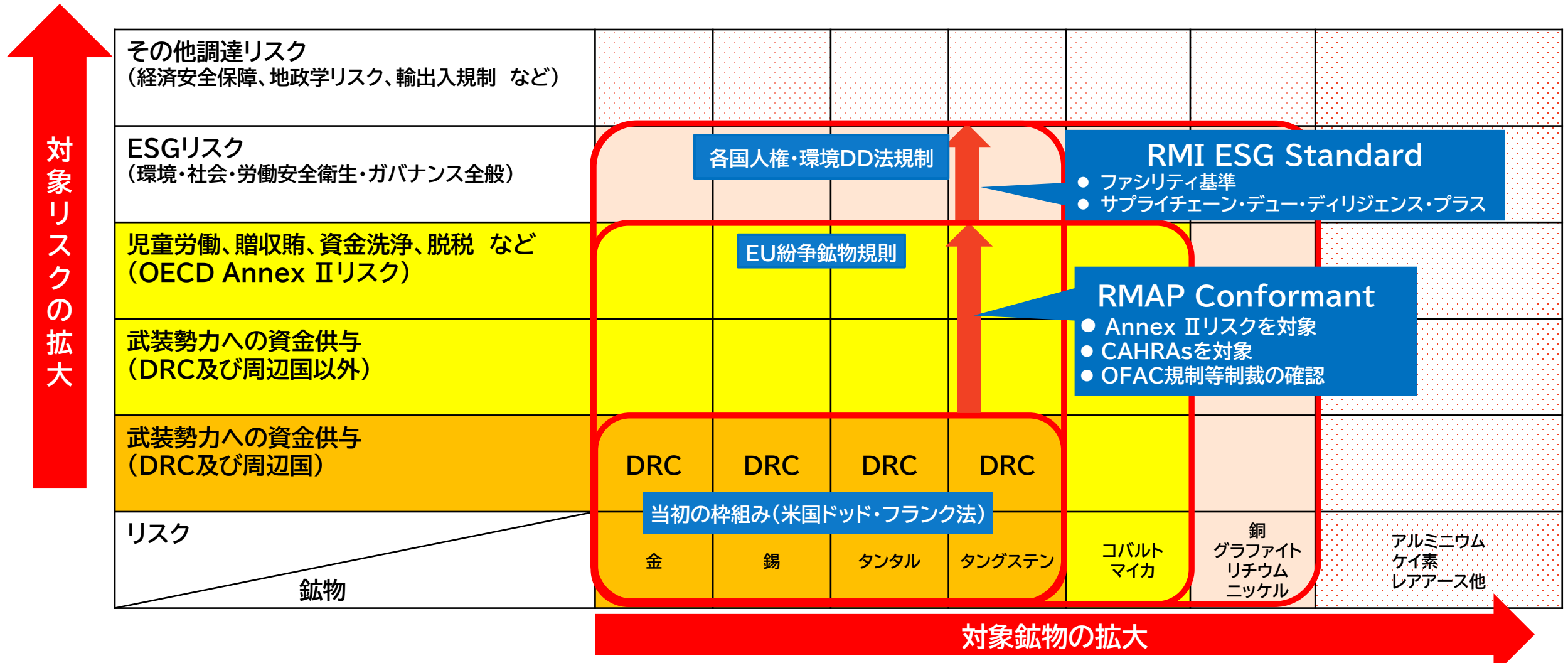
<https://www.responsiblemineralsinitiative.org/facilities-lists/public-list/>

- ✓ 各製錬所等の操業状態、監査ステータス、リスクへの対応状況(Annex II/ESGリスク)などが確認可能
- ✓ 製錬所等のピンチポイントだけでなく、上流/下流企業・施設の評価状況も確認できる

	Metal	Facility ID	Standard Facility Name	Facility Operational Status	Supply Chain Level	Country Location	DD Assessment (Annex II risks)	DD Assessment (ESG risks)	Facility Standard Assessment	Company Supply Chain Policy	Public DD Report
+	Cobalt	CID005253	PT Obi Nickel Cobalt	In Operation	Pinch Point	INDONESIA	✓	✓		View Report (PDF)	View Report (PDF)
+	Nickel	CID005247	PT Obi Nickel Co...	In Operation	Pinch Point	INDONESIA	✓	✓		View Report (PDF)	View Report (PD...
+	Cobalt	CID004802	PT Halmahera P...	In Operation	Pinch Point	INDONESIA	✓	✓		View Report (PDF)	View Report (PD...
+	Nickel	CID004453	PT Halmahera P...	In operation	Pinch Point	INDONESIA	✓	✓		View Report (PDF)	View Report (PD...
+	Tin	CID001482	PT Timah Tbk M...	In Operation	Pinch Point	INDONESIA	✓	✓	✓	View Report (PDF)	View Report (PD...
+	Tin	CID001477	PT Timah Tbk Ku...	In Operation	Pinch Point	INDONESIA	✓	✓	✓	Link	View Report (PD...
+	Nickel	CID005670	SungEel HiTech ...	In Operation	Pinch Point	KOREA, REPUB...	✓		✓		
+	Cobalt	CID005669	SungEel HiTech ...	In Operation	Pinch Point	KOREA, REPUB...	✓		✓		
+	Silver	CID005655	Coimpa Industria...	In Operation	Pinch Point	BRAZIL	✓			View Report (PDF)	View Report (PD...
+	Nickel	CID005526	PT NICOLE MET...	In Operation	Pinch Point	INDONESIA	✓			View Report (PDF)	View Report (PD...
+	Lithium	CID005537	Lianhe Chemical ...	In Operation	Pinch Point	CHINA	✓		✓		
+	Nickel	CID005375	Quzhou Huayou ...	In Operation	Pinch Point	CHINA	✓			View Report (PDF)	View Report (PD...
+	Manganese	CID005386	Jingmen GEM C...	In Operation	Pinch Point	CHINA	✓			View Report (PDF)	View Report (PD...
+	Nickel	CID005385	Jingmen GEM C...	In Operation	Pinch Point	CHINA	✓			View Report (PDF)	View Report (PD...
+	Nickel	CID005360	COBCO S.A.	In Operation	Downstream	MOROCCO			✓		
+	Manganese	CID005359	COBCO S.A.	In Operation	Downstream	MOROCCO			✓		
+	Cobalt	CID005358	COBCO S.A.	In Operation	Downstream	MOROCCO			✓		
+	Platinum	CID005370	Zimbabwe Platin...	In Operation	Upstream	ZIMBABWE	✓			View Report (PDF)	View Report (PD...
+	Nickel	CID005342	Huayou New Ene...	In Operation	Downstream	CHINA			✓		
+	Manganese	CID005341	Huayou New Ene...	In Operation	Downstream	CHINA			✓		

- 「責任ある鉱物調達」対応の背景と経緯
- 「責任ある鉱物調達」に影響を与える法規制等
- 「責任ある鉱物調達」の変化への対応
- 最後に(まとめ)

責任ある鉱物調達に最新動向まとめ(トレンドの変化)



RMIは、新たな法対応に備え、全ての鉱物を対象に責任ある鉱物調達の枠組みを整備しつつある